



キッズサポート

ぱれっと



令和3年7月号

「たまには真面目なお話 part 1」

先日まで行われていた通常国会において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が成立しました。この法律は、今年9月から施行をされるのですが、これまで障害者総合支援法で各省庁および地方自治体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、「責務」に変わります。それと同時に国からの予算も付く事になったので、今まで地域格差があった支援体制の改善に希望が持てる形になっています。

と言うのも、予算が付かない「努力義務」にですと、スローガンとしての役割しかなく、自治体の考え方や予算的な体力に左右をされやすい現状があったので、大きな前進と言えると考えています。（日本の法律には法的な効力が薄いスローガンのような法律も多くみられます）

自治体が負うべき責務として主な事としては、

- ・ 保育園や学校、学童等において医療的ケア児の受け入れをする為の支援体制の整備・拡充
 - ・ 医療的ケア児が各施設に親の付き添い無し（ここが重要！）で希望をする施設に通える様に看護師や保健師、喀痰吸引が出来る職員等の配置を行う。
 - ・ 各都道府県に医療的ケア児支援センターの設立
 - ・ 相談支援体制の整備
- 等が挙げられます。

ただ、ここで問題になってくるのが人材確保をどう進めて行くのか？

という部分になってきます。実際に医療的ケア児を経験した事がある看護師の確保や、未経験の看護師を採用して育成をして行く体制作りなどが全ての自治体で実行出来るのか。また、特別支援学校以外の学校現場で受け入れて行く為の環境整備もまだまだ課題は多いです。

個人的には、この法律が出来た事で医療的ケア児の活動の幅が広がる事と共に、2016年に成立をした障害者差別解消法で定められた「合理的配慮」の考え方が、改めて社会の中で認知されて行く事を望んでいます。

「合理的配慮」に関しては、自治体や行政機関においては「しなければならない」義務になっているのですが、なかなか浸透をしていない現状もあります。

「合理的配慮」に関しては次回にお話をしたいと思います。

嵯峨健司



キッズサポートぱれっと 活動報告

自由時間のトレンド紹介

先月から引き続き、ぱれっとの自由時間の遊び
6~10までを紹介します。(ランキングではありません)



#6 読み手係も以外に人気。集中力を研ぎ澄ませて
めざせ、ちはやふる。

#7 楽しみながら、ルールを守ったり、順番待ちの
練習にもなります。

#8 安全を選ぶか、きわどく攻めるか。性格が出ます。

#9 夏祭りの定番かんつみ！最近静かなブーム。

#10 レゴブロック！！作り方でなんでも表現できます。
発想力に何度も驚かされました。

祝日プログラム

夏休みも目前となりました。熱中症に十分注意して
楽しく活動に取り組みます。

8月の予定

- 第一週 ミニ夏祭り (ゲームやお楽しみ)
- 第二週 水遊び週間 (公園で水鉄砲など)
- 第三週 工作週間
- 第四週 外出活動

天候やコロナの関係で活動が変更になる事があります。

☆ぱれっとからのお願い。誕生日の月に受給者証の更新があります。

お手数ですが、新しい受給者証が届きましたら、提出をお願い致します。